

○大府市小学生都市間交流事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市と交流のある都市との友好関係を促進するとともに、他の地域の文化や伝統に触れることにより、心豊かな児童を育成するため、予算の範囲内において交付する大府市小学生都市間交流事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、大府市小学生都市間交流事業実施委員会（以下「委員会」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、委員会が行う小学生都市間交流事業とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象経費	細分類	内容
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	印刷製本費	報告書作成に要する印刷製本費
旅費	普通旅費	交流都市までの航空運賃等（教職員の日当を含む。）
使用料	入場料	各施設等の入場料等